[抄録] |

に改められていることに注目、「州県」が隋唐以降の用語である「州郡」の用語の使われている部分が、船橋本では全て「州県」立、改修が推定されてきた。小稿においては、陽明本にあって立、改修時期については、従来明徴を欠いたまま、唐代以降の成わが国にのみ伝存する完本孝子伝二種の内、船橋本孝子伝の成

改修を立証する。さらに取り上げた例話に関し、孝子伝制度史的な考察を踏まえつつ、船橋本孝子伝の隋唐以降

黒

田

彰

所から、

の成立、

キーワード 孝子伝、州郡県、孝と復讐、東帰節女、眉間尺

における復讐論の文学史的意義について付論する。

成立時期は、「記載人物……の下限が南朝宋の人物であり」、「出典のた上で、「陽明本がより古い型を存すると思われる」とし、陽明本のまず陽明本に関して、「二本が元来同一の系統に属」することを認めれるのは、かつて西野貞治氏の出された説である。即ち、西野氏は、おが国伝存、完本孝子伝二本(陽明本、船橋本)の成立時期につい我が国伝存、完本孝子伝二本(陽明本、船橋本)の成立時期につい

文学部論集 第八五号 (二〇〇一年三月)

唐以前の鈔本の見られぬ敦煌出土の変文の中に多く見られるのが最もは六朝末期に北朝に成立した孝子伝の形態が承襲されていると推定さは六朝末期に北朝に成立した孝子伝の形態が承襲されていると推定される」とも言われる。次に船橋本について、西野氏は、「陽明本「にし、「梁陳隋の間の成立かと推考」される。さらに氏は、陽明本「にし、「梁陳隋の間の成立かと推考」される。さらに氏は、陽明本「にし、「梁陳隋の間の成立かと推考」される。さらに氏は、陽明本「にし、「梁陳隋の間の成立かと推考」される。

ない。 また、 修 いては、 ない事情が存するためである。船橋本の成立下限は、 関して、 立していたと推定される」と述べられた。この西野説というものは 早い用例のようで、 小論で、 問題をめぐって、 同じく船橋本の改修期上限に関しても、その根拠を「阿嬢」という語 までは降らず、唐代としておいて良いのではないか。さらに言えば の利用した注好選が、やはり船橋本系の孝子伝に依拠する等、 基本的に従うべき説と思われるが、例えば船橋本の成立時期の下限に 物語集は清家本〔即ち、船橋本〕によつているから、北宋末頃迄に成 時代が降」ろうことを根拠として、「中唐以降と考えられ」ると言い つの言葉である。以下、この二つの言葉の異同を手掛りに船橋本の改 0 現れる上限に置かれた点、今後修正の余地なしとしない。小稿にお 成立時期について、 今昔物語集の成立を十二世紀初頭と押さえるとして、その今昔 その成立時期は、「十二世紀初頭の成立と考えられる我が今昔 これから取り上げようとするのは、 西野説の騏尾に付しながら、主に船橋本の改修、 我が国の今昔物語集を使われる点、 聊か視点を変えつつ、その補強を試みたいと思う。 八巻本捜神記巻四太祖七児の条の……用例は更に 若干の考察を加えてみる。 やや不安定な感がなくも 「州郡」「州県」という二 おそらく北宋末 成立時期の 単純で

陽明、 毛義、 「州県」という言葉の陽明、 |所全てが 明本孝子伝においては、 31許孜の三条に亙り、 船橋二本の孝子伝を対照させると、船橋本にあっては、その三 「州県」 という言葉に変化している。 船橋両本における用例というものは、 各一例ずつ計三箇所に出現する。 「州郡」という言葉が第7条魏陽、 因みに、 「州郡」、 さて、 18 条 右

て、その三箇所を掲げる(句読点を施し、船橋本の返点等は省く)。の三例ずつに尽きる。次に、陽明、船橋二本の孝子伝本文を対照させ

7 魏陽

- 州郡上表、称其孝徳。官不問其罪、加其禄位也(陽明本)
- 州県聞之、不推其罪。称其孝徳、加以禄位也(船橋本)

18 **毛義**

- 可供養母。々命既亡、復更仕。於是郷人感称其孝也(陽明本)・及至母亡、州郡以公車迎之。義曰、我昔応孝廉之命、只為家貧无
- 遂不乗也(船橋本)・母没之後、州県迎車。於時義曰、我昔欣孝廉之名、如今載公家車。

31 **許**

本

- ・州郡感其孝、名其郷曰孝順里。郷人為之立廟、至今在焉也(陽明
- ・爰州県感之、其至孝郷名曰孝順里。々人為之立廟、于今猶存也

(船橋本)

それが後漢の頃から次第に行政官となり、将軍となり、 ているのでなく、 石であるが州刺史は秩六百石にすぎない。州の刺史は一個所に留まっ の上に立つ行政区分ではなかったのである。従って郡の太守は秩二千 の単位は郡であり、 崎市定氏『九品官人法の研究 -県の三段階の統属方法」(一編一九)により、 州 郡 県というのは、 絶えず地方を巡行して非違を検察すべきであった。 州は単にこれを監督する区分に過ぎず、 古代中国における行政区画の称であり、 科挙前史』によれば、 「漢代まで、 それは 治所をもち 地方自 決して郡 「州―郡 宮 治

端の県の長官」(二編一章一)は令、長である。
端の県の長官」(二編一章一)は令、長である。
の場の場の長官」(二編一章一)は令、長である。
の場の場の長官」(二編一章一)は令、長であるものが設けられ、この軍府が州を支配するようになった」(二編三章五)とされている。「地方末が州を支配するようになった」(二編三章五)とされている。「地方末が州を支配するようになった」(二編三章五)とされている。「地方末が州を支配する官長に変化してきた。併しながら魏晋に入って後も、郡郡を支配する官長に変化してきた。併しながら魏晋に入って後も、郡郡を支配する官長に変化してきた。併しながら魏晋に入って後も、郡郡を支配する官長に変化してきた。併しながら魏晋に入って後も、郡郡を支配する官長に変化してきた。併しながら魏晋に入って後も、郡郡を支配する官長に変化してきた。併しながら魏晋に入って後も、郡郡を支配する官長に変化してきた。併しながら魏晋に入って後も、郡郡を支配する官長に変化してきた。伊しながら魏晋に入って後も、郡郡を支配する官長に変化してきた。

郡」云々は、 それを祭る、という話の末尾に見出される用例である。 年に殴られ戟を奪われた時、何も手出しせず、県令にそれを咎められ 的な内容に関しては、後程改めて触れることにして、ここでごく簡単 ある(郡へは、 る。そして、魏陽は、父の没後に敵の少年の頭を斬って、父の墓前に まず7魏陽の場合であるが、父を養う魏陽は、父が市でならず者の少 さて、 陽明本における「州郡」という言葉の用例三つを、説明しておく。 先に引用した陽明、 郡太守、 県令が上申したのであろう)。これは例えば、 州刺史が天子(朝廷)に上奏したということで 船橋本孝子伝三例の内、 7魏陽条の具体 陽明本の「州 宋書九十

州郡上言、有司奏曰……賜其母穀百斛

に

或いは、魏書八十六に、

守令聞之、親自臨見。州以聞奏

文学部論集 第八五号 (二〇〇一年三月)

は、 書七十九上に、 陽明本「州郡」云々前後の意味は、毛義は母の没後、 振舞に反していると訕られる、という話の結びに見える用例である。 義の場合であるが、毛義は、郡から孝廉に挙げられ、歓喜する る (賢良は、郡の臨時の選挙科目である制科の一)。 これは例えば、 料には、「後挙賢良、公車徴、遂不至」(後漢書三十九)等とされてい 毛義の公車に徴された経緯は不明となっているが、毛義に関する他資 れに応じようとしなかった、ということである。孝子伝においては、 って都における公車の試、即ち、天子の試問に徴されたが、毛義はそ 目撃した郷人によって、普段帝位さえ受けないように見える、毛義の 上表により、 などとあるものと同じ用法と言える。因みに、梁書四十七には、 郡の常挙で、毎年人口に応じた人数を選挙する)。 ところが、それを 天子から爵位を加えられた例なども見える。次に、 州郡の察挙によ 18 毛 州の

初仕州郡……公車徵、皆称疾不就

州郡累召、公車有道徴、並称疾不到

同八十下に、

後漢書八十一の、 一)。孝廉等に言及する例としては、同七十九下の、「郡挙孝廉、州辟、公公事徴、皆不就」、同五十六の「挙孝廉、茂才、辟公府、皆不就。公公事役、皆不就」、公公司を選挙する)。最後に、31許孜の場合は、許孜が一人で父母の事件である。これは例えば、 などとあるものと同様の用法と言えよう(有道は、漢代の学士科目のなどとあるものと同様の用法と言えよう(有道は、漢代の学士科目のなどとあるものと同様の用法と言えよう(有道は、漢代の学士科目のなどとあるものと同様の用法と言えよう(有道は、漢代の学士科目のなどとあるものと同様の用法と言えよう(有道は、漢代の学士科目のなどとあるものと同様の用法と言えよう(有道は、漢代の学士科目のなどとあるものと同様の用法と言えよう(有道は、漢代の学士科目のなどとあるものと同様の用法と言えよう(有道は、漢代の学士科目のなどとあるものと同様の用法と言えよう(有道は、漢代の学士科目のなどとあるものと同様の用法と言えよう(有道は、漢代の学士科目のなどとあるものと同様の用法と言えよう(有道は、漢代の学士科目のなどとある。

刺史郡守各為立碑表墓焉

また、前引宋書九十一の、

州郡上言、有司奏曰……改其里為孝義里

は

ものであることが分かる。
ものであることが分かる。
は、六朝以前のその用法に、およそ適った一致しないが、西野貞治氏は、「唐撰の晋書」を陽明本の出典と見る一致しないが、西野貞治氏は、「唐撰の晋書」を陽明本の出典と見るとに、強い疑念を表されており、今暫くそれに従う。そして、陽明本における三例の「州郡」は、六朝以前のその用法に、およぞ順里」となどと同じ用法であろう。陽明本「名其郷日孝順里」以下は、許孜になどと同じ用法であろう。陽明本「名其郷日孝順里」以下は、許孜になどと同じ用法であろう。陽明本「名其郷日孝順里」以下は、許孜に

_

味深い説明が見出される(尾崎雄二郎氏等編『大字源』にも)。環樹氏等編『新字源』の「州」字「州県」①の項目に、次のような興船橋本に特徴的な、この「州県」という言葉の用法については、小川一方、船橋本における「州県」の三例についてはどうであろうか。

左となるであろう。つの「州県」の用例は、船橋本の隋代以後の改修、成立を物語る、証のの「州県」の用例は、船橋本の隋代以後の改修、成立を物語る、三この説明に従うならば、陽明本に見えず、船橋本にだけ見られる、三 郡県に同じで、隋以後の言い方。県は、州の中の小さい行政区域

が用いられるについては、郡に纏わる歴史的経緯が存するのである。的であり珍しくないが、中間の郡を飛ばした、「州県」という言い方ら「州郡」、或いは、二つ目から「郡県」と熟して呼ぶことは、一般漢代以降、州、郡、県の三つの行政区分を組み合わせ、例えば上か

による郡の廃止である。宮崎市定氏『九品官人法の研究 科挙前史』郡とは同じになった」(『新字源』「州郡」の項)という結果を招く、隋即ち、「そののち州の数が増し、州の面積を縮小し、隋・唐では州と

あり、 五章一五) ある。実利主義者の文帝が当然考えつくべき結論であった。 で中間の郡を廃止しても、一州が五県を管轄するに過ぎないので 北には州二百十一、郡五百八、県千百二十四あったという。 なってきた。隋書巻二十九地理志によれば北周末、大象二年に華 制度が始まったことである。尤も之には当然そうなるべき理由 [隋 は冗員の整理であり、 ろでこの改革の裏には二つの大きな目的が秘められている。 が二郡余りを管轄し、 が実施された。それは郡を廃して、州が直接に県を統べるという 開皇三〔五八三〕年には中国地方制度の上で劃期的な変革 魏晋以来、州も郡も次第に分割されると共にその数が多く 一つは貴族制度に対する弾圧である(二編 一郡が二県強を支配する勘定になる。 そこ

交代を繰り返すのである。 県に同じ」へ『新字源』「州県」項〉とされるのはこのことである)、名称の 県に同じ」へ『新字源』「州県」項〉とされるのはこのことである)、名称の 二〇)。そして、これ以後、州と郡とは実質的に同じものとなり(「郡 正の登場等を通じて、後世の科挙の開始へと繋がってゆく(同一編 と言う。このことは、「郡が廃止されると、漢以来の郡からは孝廉と

さて、「州県」という言葉が用いられるようになる語史的背景には、

づき、百衲本その他を参照する。参考として書下し文〈()〉を添えた)。 国志に二例(また、宋、裴松之の注に一例)、魏書に二例、計七例 書に三例(但し、藤田至善氏『後漢書語彙集成』上によると、一例)、三 ず手掛りとしよう。以下に取り上げる正史は、史記、漢書、後漢書 隋より前に撰ばれた正史を取り上げ、その「州県」の用例辺りを、ま 源』)となし得るか否か、改めて確認してみたいと思う。取り敢えず そのような地方制度の改革が、前提にあったことが分かる。そこで、 た、注二例を加えれば、計九例)の「州県」の用例を拾うことが出来る。 える)、且つ、宋書、南斉書にも見当たらない。 蕭子顕撰)、魏書(北斉、魏収撰)の七書となる。 右の前提を踏まえて、「州県」(船橋本)が「隋以後の言い方」(『新字 |州県||の用例が見えず(但し、漢書の注〈後漢、服虔注〉には一例が見 (宋、范曄撰)、三国志(晋、陳寿撰)、宋書(梁、沈約撰)、南斉書(梁: 注の二例も加えた、その九例を掲げる(中華書局の標点本に基 残る四書には、 内、史記、漢書には 後漢

挙大姦、而相随受罪。臣恐沮傷州県糾発之意、更共飾匿、莫復尽法畏罪、迫逐深苦、致此不詳。比盗賊群起、処処未絶。暠承以首②太尉李固上疏救曰、臣伏聞討捕所傷、本非暠承之意。実由県吏懼尚未だ以って功を上烈に比するを為すに足らざるなり〕

文学部論集 第八五号 (二〇〇一年三月

秦・項の彊き無く、人漢に附くの思いに資る。璽を懐き絨を紆い也(後漢書18)〔論に曰わく、中興の業、誠に艱難なり。然も敵懐璽紆紱、跨陵州県、殊名詭号、千隊為群、尚未足以為比功上烈

中興之業、誠艱難也。然敵無秦項之彊、人資附漢之思。

雖

て州県を跨陵し、名を殊にし号を詭りて千隊を群と為すと雖も、

んを〕 (後漢書5)〔太尉李固上疏して救いて曰わく、臣伏して聞く、心(後漢書5)〔太尉李固上疏して救いて知る。となからるの意を沮傷し、更に共に飾り匿して、また尽心することなからいごろ盗賊群起して、処々に未だ絶えず。暠・承首めて大姦を懼れ罪を畏るるによりて、深苦に迫り逐われ、この不詳を致す。までるの意を沮傷し、更に共に飾り匿して、また尽心することなからるの意を沮傷し、更に共に飾り匿して、また尽心することなからるの意を沮傷し、更に共に飾り匿して、また尽心することなからるの意を沮傷し、更に共に飾り匿して、また尽心することなからない。

州県に至り、風謡を観採らしむ〕 82上)〔和帝位に即き、使者を分け遣わすに、皆微服単行し、各窓上)〔和帝位に即き、使者を分け遣わすに、皆微服単行し、各室州県、観採風謡(後漢書

父母も止むることあたわず〕
(4)自臣昔客始至之時、珠崖除州県嫁娶、皆須八月引戸、人民集会の時を須って男女自ら相適ぐべく、乃ち夫妻と為り、時、男女自相可適、乃為夫妻、父母不能止(三国志55呉書8)〔臣
は自臣昔客始至之時、珠崖除州県嫁娶、皆須八月引戸、人民集会之

(5)先帝時、居官者咸久於其位、然後考績黜陟。今州県職司、或莅政無幾、便徴召遷転、迎新送旧、紛紜道路。傷財害民、於是為甚。或いは政に莅むこと幾くも無きに、便ち徴召し遷転し、新しきを或いは政に莅むこと幾くも無きに、便ち徴召し遷転し、新しきを迎え旧きを送りて、道路に紛紜す。財を傷り民を害うこと、是迎え旧きを送りて、道路に紛紜す。財を傷り民を害うこと、是の之ば。

身歿後、乞葬河内州県之東郷。依古墓而不墳、足蔵髪歯而已(魏

古墓に依りて墳。らず、髪・歯を蔵むるに足るのみ〕 〔身歿するの後、 河内州県の東郷に葬られんことを乞う。

⑺又制諸州置三刺史……郡置三太守……県置三令長……刺史令長各 あり、 令長を置く……刺史・令長各「の州県は、太守を以って上に刺史 ポッポ 〔又制して諸州に三刺史を置く……郡に三太守を置く……県に三 下に令長ありて、置くと雖も未だ民に臨ましめず) 以太守上有刺史、下有令長、 雖置而未臨民 (魏書113

⑻服虔曰、眩雷、地在烏孫北也。眩音州県之県(漢書94上、服虔注 県なり. 〔服虔曰わく、 眩雷は、 地鳥孫の北に在るなり。 眩の音は州県の

(9)是後詔書勅三府、 の効無きを挙奏せしめ、民為に謡言を作る者は之を免罷す〕 志1魏書1、裴松之注)〔是の後詔書して三府に勅し、州県の政 **举奏州県政理無効、民為作謡言者免罷之**(三国 理

(2) は、 られそうになった時、 るのと似た意味を持つが、 県までを支配下に収めて、ということであろう。 期の用例であることを、念頭に置いて解釈する必要がある。まず⑴は、 から下は県に至るまでという、一 臧宮伝の論賛に見える用例である。傍線部「州県」の意味は、 た、 次に、上記九例の「州県」について、各文中における意味を検討す 但し、 上疏文に見えるものである。傍線部「州県」の意味は、このよ 法に従った益州刺史暠冲、 いずれの場合も制度上、州と県との間に、郡が存在した時 三公の首、 中間の郡を省略することによって、 巴郡太守応承の二人が、不当に罪せ 種強調の意味の熟語になるらしい。 太尉李固が、 それを救おうとして書 州 郡 県と並列す 州から 上は州

> ことであろうか。 事に見える用例である。 に関しては、今一つ意味が明らかでない。(4は、合浦、 る流行歌)を観察、採集させたということであろう。 になる。(3)は、 (2)の「州県」が同様の文脈の中で、「郡県」(波線部)と表記されてい 姓流亡、盗賊並起、 そのまま夫婦となって、 を期して、男女がそれぞれ自分で相手を選び結婚する習慣で、二人は の婚姻を除き、 ならば、 して当地を訪れた際の、 が、交州刺史呂岱の後任人事を憂えた上疏文の内、薛綜がかつて客と は、使者をそれぞれ州から県まで隈なく到らせて、風謡(政情に関す 政情を視察させたという記述に見える用例で、傍線部「州県」の意味 ②の「州県」が元来の表記かどうかという、疑いをも呼び起こすこと るのである。このことは、 いうことであろう。この「州県」に関しては、同じ後漢書46に、「百 く誠実に振舞おうとはしなくなることを、臣下の李固は恐れます、 まうのみならず、 うなことでは、 当然郡も含意した用法であることを示すと同時に、後述の如く、 朱崖郡においては、 即位した和帝が、忍びの使いを地方へ派遣して、各自 当地人のそれは誰でも、 州から県まで、非法を正し明らめる意欲をなくしてし 互いに上辺だけを取り繕って事実を隠し、 郡県更相飾匿、 当地における婚姻の状況について述べた、 強いて傍線部「州県」の意味を解釈してみる 両親もそれを止めることは出来ない、 (2)の「州県」が単なる州と県との並列でな 中央より派遣された州から県までの官人 莫肯糾発」とあるのが目を惹く。 八月戸毎、 人々が会合する時 (4) 交阯太守薛綜 (及び、 以前の. という (6) 如

うか。 県までの施設を望む、その東方の地に葬って欲しいということであろ 地形志上に、「懐州……河内郡……領県四……野王二漢晋属、州郡治」等 を、 は、 う地名に関する注に見えるそれである。 見える を挟んで上に刺史があり、下に令長があらしめられて、ということで である。 とあるのを参考にして、強いて解釈してみれば、 であろう。 任者の送迎に、 に就くとすぐ召し返され、 の意味は、 速過ぎるやり方を、諫めた記述に見える用例である。 る非違二十箇事を上げる第十九番目の、尋常ではない地方官人事の拙 「州県」の意味は、 (汲古書院版和刻本正史所収)に、「州郡」と作る。 また、 功曹鄭曄に託した遺言に見えるものである。今、例えば魏書166上 北魏に仕えた南朝人の王慧竜が、臨終に際し、 熟語ではあるまい。 (7) は、 (7)の「州県」は、 「州県」 「三刺史」等の「三」は、上中下三種の区別を指す。 (5) は、 ところで、この(5)の「州県」は、 今や州から県まで役所の仕事の責任をもつべき者が、 官氏志における、天始三 (四〇六) 年の制に見える用例 道路の混雑が止むことのない有様である、ということ 呉第四代の孫皓を諫めた陸凱の上疏文中、 の用例である。 刺史、 郡に対し、単に州と県とを二語並列しただけ (8) (及び、 (9) 令長をそれぞれに戴く州と県とは、 次の官職に移ってしまうので、 (8) は、 漢書の服虔注の、 は、 傍線部 正史の本文でなく、 例えば殿本及び、 「州県」 (6)も解釈し難 河内において州から 没後の葬地のこと 傍線部「州県」 の意味は、 「眩雷」とい 新任者と前 先帝に対す 傍線部 郡太守 和刻本 注に 政務 眩 (6)

> 的な言い換えと捉えることが出来よう。 県」と殆ど同義語であり、 述の如く、州から県までということを意味する熟語であって、「州郡 に準じてよさそうだ。すると、六朝以前の ろう。残る七例の「州県」については、 うことである。 民衆がそれを風謡にしている者を上奏させ、罷免しようとした、 府に詔書を以って勅し、 例である。傍線部「州県」の意味は、曹操の上書の後、 だろう。9は、三国志の裴松之注に引用された、魏書の中に見える用 0 ら下は県までという意味である。 と、まず⑺8二例は、熟語と認められず、考察から除外してよいであ 音は、 「州県」も、 州 県と言うときの県と同じ、ということであって、この 。さて、 州と県とを二語並列したものと思われ、熟語ではない 以上九例の「州県」の意味する所を纏めてみる 州から県までの政治において業績が上がらず、 中間の郡を省略することによる、その強調 (4)6)も、確実ではないものの、それ (1)(2)(3)(5)(9五例が、上は州 「州県」という言葉は、 霊帝は三公の とい 前

本の 橋本の如き、 上の意味はない。つまり、 のだから、「隋以後」の「郡県」の意味(『新字源』)でもないし、 例えば上記の正史における「州県」の用例には、 本の「州県」という言葉も、 制度機能上の意味を負っている。そして、陽明本と対照する時、 らかに、郡から州へ上申する(さらに天子〈朝廷〉へ上奏する)という、 ところで、 「州県」と字面こそ似るが、 陽明本における「州郡」という言葉は、 県から州 郡 郡が存在するにも拘わらず、「州」と言う へという意味でもない。 確実に同様の意味を持っている。 船橋本とは明らかに異なった用例と そのような制度機能 文脈からして明 それらは、 船橋

改竄に掛るものを含む可能性があって、九例というのは、 例については、 例)というのは、 すべきであろう。 越えており〈北史も同じ〉、梁書以下、大体同じ傾向を示す。中で、北史の 認められ、 の対比は、 け見る限り、 は一二五例(内、 藤田氏の『後漢書語彙集成』に拠れば、「州県」一例に対し、「州郡」 中間の郡を省略した語法となるからであろう。ここで、もう一方の 前における「州県」という言葉の用法が、どちらかと言えば特殊であ な用例数に過ぎないことに、注意する必要がある)。このことは、 至善氏の『後漢書語彙集成』に拠るならば、 正史における、 用例は、 いられることがなかったということである(「州郡」の用例数は、 「州郡」(陽明本)という言葉に眼を転じてみる。 ったことを示している。その理由はやはり、 所は明らかで、 さらに二例減って七例となる。加えて、 という言葉であり、 なお(5)を殿本、 六朝以前には存在しない。それにしても、 六朝以前撰述の正史のみならず、 例えば晋書では、 例えば三国志〈注共〉、魏書においても、 一応百衲本で確認してあるが、 「州県」という言葉の用例数が九例(7/8)を除けば、 注三例)となっている。この対照的な数値の指し示 一方の「州郡」と較べ、非常に少ない さらに言えば、 当時一般的に用いられたのは、「州郡」(また、 和刻本に「州郡」に作る等、また、②を見ても、 それに対して、「州県」という言葉は殆ど用 「州県」 船橋本の <u>の</u> 一例に対し、 唐撰述の六朝正史においても (7)8)を除けば五例。 藤田氏は(1)(3)を採られない 「州県」 百衲本も宋以降のものであ 制度上厳然と存在する、 例えば後漢書の場合、 「州郡」はやはり百を 優に百を越える。 例えば六朝以前の の意味するような あくまで相対的 (前述、 以上の九 六朝以 数だ 後の 藤田 郡 0) 七

> 度史の変化が語史の上に綺麗に投影し、 現象としなければならないが、 「州郡」 すものとなっていることである。 郡」という言葉が「州県」に取って替わられる、 る郡の廃止が歴史的な既成事実としてある以上、 ては優に二百を越えることになる。この数値の入れ替わりは、 「州県」で、隋書において五十例近くを数え、 しまう。それと連動するように、 前後となり、 ることである。 み、「州県」 の用例数に関して興味深いのは、 の用例が四十例近いのは、 さらに新唐書に至っては僅か五例を数えるのみとなって 数だけ見ても、 しかし、 例えば隋書、 隋書以降、 隋を含むためである)。 なおのこと注意すべきは、 六朝から隋唐にかけて、「州 隋書以後、 旧唐書においては三十例 旧唐書、 用例数の激増するの 当然と言えば当然 その過程を如実に示 その数の激減す 新唐書にお そして、 隋によ 制

明本の た、 言い換えは、 る。 次に掲げるのは、 に関しては、 ことから、それは隋代以後に行われたものと考えることが出来る。 郡」を言い換えたものと見なければならない。そして、 右の「州郡」と「州県」の語史的な趨勢からも、 さて、 船橋本における、 故に、船橋本における三例の「州県」については、 「州郡」が先なのであって、その逆ではあり得ない。 陽明本の「州郡」と、 例えば唐、 船橋本と同様の「州県」の用例が、 先にも引いた宋書九十一の文章である。 このような「州郡」から 李延寿撰の南史に、 船橋本の 「州県」との先後関係は、 面白い例が見出される。 「州県」への言い換え 裏付けることが出来 六朝以前に溯らな 船橋本のその 陽明本の この点は

州郡上言、有司奏曰……賜其母穀百斛

南史七十三には、右の宋書を踏まえて、次のように言う。

州県上言、有司奏……賜其母穀百斛

嫌って、 れた後、 とも、 県」と言い換えたのは、一体何故であろうか。それは、一旦郡が廃さ が分かる。ところで、船橋本が「州郡」という言葉を、わざわざ「州 県」への言い換えは、決して船橋本独自の思い付きなどではないこと 換えた例が見える)。このことから、船橋本における「州郡」から「州 書六〉を「州県」に、北史四には、「州郡県」〈魏書九〉を「州県」に言い 起きているのである(なお南史五、北史二には、「郡県」〈南斉書七、 を避けようとしないから(29叔先雄、 言い換えたものと考えられる。一方で、船橋本は「郡県」という言葉 という言葉が単なる同語反復に過ぎなくなっており、船橋本はそれを なってしまったためであろう。つまり、船橋本の時代には、「州郡」 つまり陽明本と船橋本との間で起きたことが、宋書と南史との間でも 南史においても、宋書の「州郡」が「州県」と言い換えられている。 が最早、陽明本に見られるような、制度機能上の意味を持たなく 上の推論を支持するものと言えよう。 州と郡とが実質的に同じ物を指す言葉となってしまい、「州 かつての「州郡」と似た意味を持つ、「州県」という言葉に 41 李善。 陽明本も同じ)、そのこ

きている。陽明本で言えば、「州郡」に続く部分、因みに、船橋本18毛義においては、同じことがその次の文節でも起

州郡以公車迎之……復更仕

とある箇所を、船橋本が、

州県迎車……如今載公家車。遂不乗也

文学部論集 第八五号 (二〇〇一年三月

されることが多い)、理解出来なかったものと思われる。船橋本による そらく時代的に、船橋本は、公車の官署名であることが(「詣公車」と 書三十九の、「〔毛義〕後挙賢良、公車徴、遂不至」を閲しても、 総領之」とある。なお課試が本格的に制定されるのは、 覧試焉」、注に、「公車、門名。公車所在、因以名焉……天下上事及徴召皆 帝紀に、「詔曰……公、卿、司隷、州牧挙賢良方正各一人、遣詣公車、 者を徴して、天子が試問を行った場所のことらしい。元来は門の名で、 なのではない。公車というのは官署の名であり、賢良等に挙げられた あった。 と、それに伴う選挙制度の改革、 考えられる。その背景にあったのが、これもまた、隋による郡の廃止 る意味を失い、理解不能な死語と化していたことから、 このような誤解も、やはり「公車」という言葉がその制度機能におけ 本の改変は、明らかに原義を失したものと言わなければならない。 の察挙により、天子の試問に召されたということなのであって、 三二〉年のことである〈後漢書順帝紀〉)。故に、陽明本の原義は、 天子の車が置かれていたことから、そのように称される(後漢書光武 と記したのである。しかし、「公車」は、単に「車」を意味する言葉 (「公家車」)と取ったから、「公車」を「車」と言い、また、「不乗」 と言い換えている部分である。船橋本は、陽明本の「公車」を乗り物 即ち、科挙の創始ということなので 順帝の陽嘉元〈一 起きたものと

深い。何故ならば、船橋本によるその三例の言い換えは、船橋本の隋を数えるに過ぎないが、その文学史的に示唆する所は大きく、且つ、さて、船橋本に見出される「州県」の用例というものは、僅か三例

たいと思う。 代以降の改修、 右の事実を以って、 及び、 成立を、 冒頭に紹介した西野説を、 端的に物語るものだからである。 聊か補強しておき そし

四

事柄を述べておきたい。 ない。ここでは、それら三名の内、 三名の孝子譚それぞれに関してはまた、触れるべき問題がない訳では それら三名の孝子譚については、原則として粗筋を述べるに留めたが、 橋本孝子伝の中から、 以上、 船橋本孝子伝の改修、成立時期の問題をめぐって、 7魏陽を始めとする三名の孝子譚を取り上げた。 魏陽について一、二、気の付いた 陽明、 船

る まず陽明、 船橋本孝子伝7魏陽の本文の全文を、 改めて左に紹介す

陽明本

称其孝徳。 市南少年欲得之、 沛郡人魏陽、 県令大諾之。 (懸) 何故不報、為 官不問其罪、 至孝也。 為力不禁耶。 於路打奪其父、 阿父終没、 少失母、独与父居。孝養蒸々。其父有利戟 加其禄位也 **荅曰、今吾若即報父怨、** 即斬得彼人頭 陽乃叩頭。 県令召問曰、 ・ ・ 以祭父墓。 正有飢渴之 州郡上表 人打汝

魏^他 陽 者 本 時(社) 云 何故不報父仇。 沛郡人也。 相 市南路、 陽荅云、如今報父敵者、令父致飢渴之憂。父 少而母亡、 打奪戟矣。 与父居也。養父蒸々。其父有利戟。 其父叩頭。 於時県令聞之、 召陽問

> 没之後、遂斬敵頭、 加以禄位也 以祭父墓。 州県聞之、 不推其罪、 称其孝徳、

引(平五年七月二十九日の大神虫麻呂による時務策中に、僅かに言及が見 この魏陽譚の場合、 次に掲げておく。 られるのみである。 本 〈漢孳室遺著所収〉にも引かれる)、また、経国集二十に収める、 文献資料として知り得るのは、 及び、逸名孝子伝(太平御覧四八二所引)の二書の逸文に過ぎず 参考までに、蕭広済孝子伝、逸名孝子伝の本文を 現在に残された関連資料というものが非常に少な 蕭広済孝子伝(太平御覧三五二所 前者は、 陶方琦の蕭広済孝子伝輯

引 蕭広済孝子伝曰、 陽叩頭請罪。 少年求之。陽曰、 父没。 魏陽、 老父所服、 陽断少年頭、 不知何処人、独与父居。 不敢相許。 以謝父冢前(太平御覧三五二所 少年怒、 **父有刀戟、** 道逢陽父打。 市南

得免。 孝子伝曰、魏湯、 是少年、 八二所引 有所服刀戟、 後父寿終。 欧撾湯父。 市南少年欲得之。湯曰、 少失其母、 湯乃殺少年、 湯叩頭拝謝之、不止。行路書生牽止之、 独与父居。色養蒸蒸、(邑) 断其頭、 此老父所愛、 以謝父墓焉(太平御覧 不敢相許。 尽於孝道。

僅

面

於 纹

「魏陽」 明 「魏陽」に作っているから、それも当たらず、 逸名孝子伝を見ると、 船橋本の「魏陽」と一致しない。 は日本における訛伝とも見えるが、 例えば主人公の名を「魏湯」に作っており、 陽明、 逆に、「魏陽」も随分と 船橋本のみを見れば、 方で蕭広済孝子伝が 陽

不可能とすべきであろう。 つはどちらが正しいのか、 い由緒をもつ呼称であることが分かる。さて、 文献資料による限り、 「魏陽」「魏湯」 目下の所その判定は の 二

あり、 れを紹介しておく。 氏が画期的な見解を示された。同時に東野氏は、 図像資料中、 孝子伝こそ主人公の名前を正確に伝えたものらしい。加えて、 そして、これらの榜題を見ると、古く後漢の魏陽図は、「魏陽」 後漢武氏祠画象石(「湯父」「魏湯」)、 る。管見に入った孝子伝図の内、魏陽図と確認し得るものとしては、⑻ 伝図の様式についても、 和林格爾後漢壁画墓(「魏昌父」「魏昌」)などがある(()内は榜題)。 "陽」字を「湯」に作っている(和林格爾後漢壁画墓の「昌」は略字で ところで、そのような文献資料の欠を補うものとして注目されるの 後漢以来の豊富な遺品を今日に伝える、孝子伝の図像資料であ 存疑)。すると、 後漢楽浪彩篋の魏陽図の解釈に関しては最近、 どうやら「魏陽」は「魏湯」が正しく、 傾聴すべき仮説を提示されている。 後漢楽浪彩篋 (「魏湯」「湯父」)、 漢代以来の所謂孝子 以下にそ 東野治之 右記の

物に付けられた人名の字は隷書体であるが、 の故事として、陽父、魏陽、 箇所がある。 ただこの彩篋の漆画の人物名については、 令女、令妻、令□と、四人の人物が描かれ、 令□という孝子に関する故事として示されたものの、 読みづらい部分があり、 令□がそれである。この部分は画面向かって左から、 侍郎の三名が順に描かれている。 吉川幸次郎氏は左から四人の一 釈読になお問題を残す 装飾的に崩されてい その右に魏陽 内容

画

そして、後漢楽浪彩篋の魏陽図の基づいたであろう、漢以来の孝子伝 が、 問される件りがある。 画巻形式の孝子伝図があったことを暗示するといえよう 余白を勘案しつつ適宜故事を嵌込んだものと思われる。こうした として厳密な構成があったとはみえない。元になる材料があって、 の故事だけで占められていることになるが、本来この彩画は全体 物が現れている。こう考えると、彩篋の長辺の一つは七割方魏陽 他の孝子についても、 わしているのであろう。県令の妻や女、侍郎は故事中にみえない の故事に、ならず者から魏陽の父を救ったと見える「書生」を表 方であろう。この「青郎」は恐らく若者、学生などの意で、 は他にみえる「侍郎」のそれとは異なるが、軟かくくだけた書き あろう。また左端の男性は「青郎」と読みうるように思う。 うか。「令君」は、 魏陽の父と対座しているのは、その県令と解すべきであろう。 市で若いならず者から魏陽の父が恥辱をうけ、魏陽が県令から召 様を表わしていると見るべきである。伝えられる魏陽の故事では う形に描かれているのは、令□と魏陽の父及び魏陽が、対話する 続く魏陽の故事と一連のものであろう。 は不明とされた。しかしこの四人は独立の話柄ではなく、 「令」の下の字は、崩れているが「君」とみてよいのではなかろ .面構成上のアンバランスは、 画面を多彩にするため添えられたと解して差支えあるまい。 尚書令をもさすが、この場合、 孝婦、侍郎など、故事に直接関係しない人 その様を父を加えて描いたのがこの図で、 かえって作画の背景に、 魏陽の父と令□が向き合 県令の尊称で 本格的な 右側に 郎郎 魏陽

文学部論集 第八五号 (二〇〇一年三月

挿入され、 な意味で、 形式と類似するのは、 れてゆく。 形は南北朝時代の石棺の線刻画や屛風・漆棺の画などにも踏襲さ に榜題が付けられ、 める見解も既に出されている。彩篋の漆画や画象石は、 画 作品の著録は見出せないが、有名な後漢王延寿の魯霊光殿賦 前漢まで溯ってもおかしくないであろう。中国の史料に具体的な 画と孝子の伝を合わせた形で流付したことは認めてよい。 おいては、 高さを備えている。北魏漆棺の彩画などから類推すれば、 入れられた文字も人物名のみであるが、画巻を彷彿させる画質の 注目すべき作例といえる……狭い画面であるため、 (『文選』巻十一) の記述や、 いう特定の人物に帰することはできないにせよ、そのはじまりは 確かに少なくとも南北朝時代には『孝子図』なる書が行われ、 のような体裁をとっていたのであろう 武氏祠画象石の主題などから、孝子伝図の存在を後漢代に認 現存遺品中、 人物名以外にストーリーの展開に関わる文が画の間に 横に展開するこうした画面形式が、本格絵画の画巻の おそらく現存の伝顧愷之画『女史箴図』(大英博物館 故事の内容を示すようになっているが、この いうまでもないところであろう。このよう 年代も古く本格絵画に近い彩篋の漆画は 楽浪彩篋塚出土の彩篋に施された漆 人物の横に書 人物の横 画巻に 劉向と 絵

図の難読を極める榜題を、「令君」「青郎」等と改めて判読された点も面に続く左側の図も、それに含めて解釈しようとするもので、左側のと言われる。魏陽の図については、従来別画とされてきた、魏陽の場

併せ、 早く戦前に同じ試読があるが、東野氏は、「なお彩篋の文字が 所謂、逸名孝子伝の根幹自体の成立は、 く示唆するものである。 なっている。このことは、逸名孝子伝や陽明、 孝子伝)には登場せず、それが見えるのは陽明、 浪彩篋に描かれた「令君」即ち、県令は、逸名孝子伝(また、蕭広済 仲裁者としての書生が登場しないからである。しかし、一方で後漢楽 ということになろう。何故なら、蕭広済孝子伝や陽明、 図が基づいた孝子伝のテキストは、 述べられ(注の28)、氏の仮説に従うとすれば、 能性が高い。 れ部分的に、 の二字をくだけた書体で書いたものである可能性も考えられる」とも 首肯すべき解釈のように思う。 後漢以前の極めて古い姿を今日に伝えていることを、 憶測を逞しくすれば、陽明、 前引逸名孝子伝に極めて近いもの 殊に榜題の「青郎」に関しては おそらく後漢以前へと溯る可 船橋本孝子伝がそれぞ 後漢楽浪彩篋の魏陽 船橋本孝子伝のみと 船橋本も含めた 船橋本には、 一書郎」 強

呂による時務策に、おきたいことがある。経国集二十、天平五年七月二十九日の大神虫麻おきたいことがある。経国集二十、天平五年七月二十九日の大神虫麻さて、陽明、船橋本孝子伝の魏陽条については、もう一つ指摘して

魏陽斬」首、存二薦祭之心

意した上で、本孝子伝の魏陽を掲げ、さらに蕭広済孝子伝及び、逸名孝子伝にも留本孝子伝の魏陽を掲げ、さらに蕭広済孝子伝及び、逸名孝子伝にも留小島憲之氏である。そして、この文辞に関して小島氏は、陽明、船橋と、魏陽に言及する文辞のあることに、早くから注目されていたのは、

作者虫麻呂は、種類のかなり多い『孝子伝』の記事の何れか、或

いは某類書所収の孝子説話などを通じて、魏陽説話を学んだもの

だけは、共にその首を、(1)とお論されている。ここで考えてみたいのが、虫麻呂の時務策に記さと結論されている。ここで考えてみたいのが、虫麻呂の時務策に記さと結論されている。ここで考えてみたいのが、虫麻呂の時務策に記さだけは、共にその首を、ここで考えてみたいのが、虫麻呂の時務策に記さだけは、共にその首を、ここで考えてみたいのが、虫麻呂の時務策に記さ

以祭父草

引用形態の相違を論じ、「云」が直接引用を示すものとされたこと 引用の可能性も、当然考慮されようこと、一つは、 が、その際気になったことが、二つある。一つは、 十年以前成立の古記による、陽明本孝子伝の引用を骨子としたものだ 時期を天平十(七三八)年以前と推定したことがある。それは、天平 来については、かつて令集解所引の古記に引く原谷条をめぐり、その どちらかと言えば、陽明本の方を考えておきたい。陽明本孝子伝の伝 本の引用が、原谷一条の孤例に留まることである。 本共に「祭」字を有するから、両本のいずれであっても構わないが、 ような孝子伝であったことを示している。その孝子伝は、陽明、 と記すのであって、やはり大神虫麻呂の見た書物が、陽明、船橋本の 東野氏前掲論文が、 古記による「云」「曰」 の書き分けとその 古記における陽明 類書を通じた間接 第一の問題に関し 船橋

> をさらに五年程溯り、天平五年以前と考えてよいであろう。 ・、古記における陽明本の引用が、一層明確なものとなった。そして、 で、古記における陽明本の引用が、一層明確なものとなった。そして、 で、古記における陽明本の引用が、一層明確なものとなった。そして、

五

めには、 社会的、 が、どうして孝子伝に入れられることになるのか、その理由を知るた を伝中に採ったものとしか思われない。さて、魏陽譚のような復讐譚 と言う)、孝子伝は、魏陽譚が正に復讐譚であったからこそ、 り魏陽譚は、どこから見ても復讐譚なのであって(船橋本は「斬敵頭」 ろう。果して父の没後、魏陽はならず者の少年を殺害している。つま く日常的な父への供養などという、一般的な孝の名目のためではなか 納得し得るが、しかし、魏陽譚が孝子伝に入れられた理由は、 が明かされ、それはそれなりに孝に基づく態度であったことも、 的な姿勢に関しては、魏陽自身の口から、父への供養を旨とする胸中 陽の態度に、誰しも不審を抱かずにはいられないであろう。その消極 のは、魏陽のその消極的な姿勢であり、県令のみならずそのような魏 ら詫びるのみで、父を守る行動は何一つ取らなかった。 父が目の前でならず者に殴られ、戟を強奪された時、 復讐譚の背景にある、 法的な機制を、改めて考えてみる必要があるだろう。 漢代以来の復讐という概念がもつ所の 魏陽はひたす 県令が咎めた 一応

情の発露である 孝道は中国の社会や国家にとっての生命である。復讐……は、孝

響譚のもつ意義を、少し考えておきたい。
響譚のもつ意義を、少し考えておきたい。
響譚のもつ意義を、少し考えておきたい。
響譚のもつ意義を、少し考えておきたい。
のみならず、さらに進んで復讐は至親に対する一種の義務とさえ見んのみならず、さらに進んで復讐は王親に対する一種の義務とさえ見いまる。
と言われた復讐の概念が、社会的、法的には実際どのように機能はよる論攷「漢代における復讐」がある。そこで、以下、牧野巽氏したのか、その具体的な機制を明らかにされた労作として、牧野巽氏したのか、その具体的な機制を明らかにされた労作として、牧野強大の大力を持ちます。
書詞のもつ意義を、少し考えておきたい。

によれば、それを「親に対する……義務」と聊か抽象的に規定された点、牧野氏それを「親に対する……義務」と聊か抽象的に規定された点、牧野氏まず孝と復讐に関し、桑原氏が復讐を「孝情の発露」と定義して、

子の責任であっ〔た〕 復讐の義務を負う者が何よりも子であったこと……殊にそれは男

系があったわけではないであろう」とし、「漢代には復讐が法律によ但し復讐の義務は……当時の社会に一般的に一致した詳細な規則や体人間の重要な義務と認め、これを賞讚していたということができよう。確に規定し直される。さて、牧野氏は、復讐と社会、法との関係一般と言われ、子供の立場からする、孝と復讐の深い結び付きが、より明と言われ、子供の立場からする、孝と復讐の深い結び付きが、より明

譚としての性格に基づく措置であることが分かる。そして陽明、

船橋

讐譚の一種なのであり、

露」とされた行為に外ならない。その意味で、魏陽譚は紛れもなく復

魏陽譚が孝子伝に入れられるのも、

陽明、 限らないことに留意して、「悪意の対立といえども必ずしも殺人のみ 子供の「親に対する……義務」「男子の責任」と見做され、 ゆる闘怒、即ち侮辱侵害による争闘である」とされている。ところで、 によって生ずるわけではない。なかんずく、注目すべきは周礼のいわ 層広義に解される場合が多かった」と言い、復讐の原因が殺人のみに きものの中にも、殺人と並んで傷害や闘怒があり……復讐の概念は する復讐である」と規定しつつ、「しかし、既に周礼調人の調停すべ 例えば「復讐の原因」を論じて、「厳格にいえば、 して置きたい」と述べられる。次いで、牧野氏は復讐の各論に移り、 の輿論に動かされて厳重に適用しなかった場合があったのであると解 般の殺人中に含めて禁止していたのを官吏が自己の道徳観或いは社会 決して復讐を許す法律があったからではなくて、寧ろ法律は復讐を一 めに刑罰は屢々不問に付せられ、 として、漢代においては復讐者は社会の非常なる賞讚を得て、 よっても或る意味での恩賞があったと解することも出来よう」「結論 ことになる。つまり魏陽は少年を殺して復讐を遂げるが、その復讐は、 に刑罰がなかったばかりか、社会的には大いに賞讚せられ、 って禁止されていなかったように感じられる所伝がかなり多い……単 (蕭広済孝子伝、 船橋本孝子伝における魏陽は、 逸名孝子伝も同じ)、正しくこの案件の復讐譚に当たる 或いは減免されたけれども、 父を殺された訳ではないから 復讐とは殺人に対 官の手に

なのではなく、逆に復讐される側の話となっている。そして、仇人に 質とされた節女が、夫の身代わりとなって仇人に殺されるという話で る(東帰は、京師の字体の転)。 その43東帰節女は、夫の仇人に父を人(5) 師節女であり、それは陽明、 なかった」として、列女伝の「京師節女の話にも、 ものであるから、親族の者もまた当事者と同様に用心しなければなら 屢々その親族縁故に及」ぶことがあり、「復讐は屢々親族に延及する **鬪怒(傷害)による復讐譚と捉えなければならない話群と言える。** 家の王奇を殺す37董黯などである。これらはいずれも、魏陽と同様 うことで孝子伝に入る、 面白いのは、 節女は、 よる「復讐の対象が必ずしも当人〔即ち、夫〕に限らず」「親族縁故 状況は聊か複雑で、この話の場合、これまでのように復讐する側の話 ある。この話の前提となるのは、無論仇人による復讐ということだが、 ることは、頗る興味深い。氏の指摘されたのは、 た妻の自殺という以上の意味も窺われないではない」と指摘されてい 責任」というものを論じ、 の話群が存在することに気付く。例えば、木母の一臂を斬った隣人を 本孝子伝を一覧すると、7魏陽を始め、復讐譚の系譜を形作る、一連 さらに、牧野氏が、「復讐争闘の集団性」における「親族の集団的 節女〕に及」ぶ状況に陥り、 父を救い、夫の身代わりとなることを決意しているのである。 母を罵った隣人を殺す32魯義士、母を罵り足蹴にした隣 当話が、 夫に代わって死ぬことで列女伝に入り、 事情の垣間見えることである。このように、 「復讐の対象が必ずしも当人に限らず、 船橋本孝子伝43東帰節女と同話なのであ 究極におけるその打開策として、 列女伝五節義伝15京 単に板挟みとなっ 父を救

陽明、 陽明、 その助力を乞う。 地に陥る。深山に逃げ込んだ眉間尺は、賢勇の士を捜して一客に逢い 譚と同じく、 び」、それが「また賓客を喜び交友を尊ぶ気風と合して」いたことが 然単に自己を侮辱した者に対する復讐より親族知友を侮辱した者に及 多くの党与を集めて集団的襲撃によって為され」るようになり、「い いる)、この風潮は、「復讐が単独で行われるよりは寧ろ、できるだけ れた」ために「刺客の周旋業が会任なる名の下に存在した」とも言われて ある。換言すれば、「刺客を用いる」ということで(それが「広く行わ て復讐する」場合があったことを上げておられるのも、非常に重要で いは集めて復讐する場合」、即ち、「自らは手を下さずして他人を雇っ 讐争闘の集団性」における「賓客交友に就いて」論じ、「客を雇い は、 それにしても当話が、7魏陽を始めとする復讐譚の系譜に連なること てそれらを与える。客は、 に復讐しようと企てるが、予め警戒怠りない楚王のために、 を紹介すれば、 あると説明される、復讐の形である。これは、上記東帰節女に続く、 ようになった「復讐の概念」の布及があり、「かかる復讐の傾向は必 生じたものと言われ、さらにその前提には、「一層広義に解される」 わゆる客や少年や剣客など」の助けを借りる「傾向の強ま」った結果 改めて指摘するまでもないことであろう。また、牧野氏が、「復 船橋本孝子伝44眉間尺の場合に当たる。 船橋本孝子伝43東帰節女をめぐる状況設定は単純ではない 最も理解し難い孝子譚の一つに数えられるが、 次の如くである。父を楚王に殺された眉間尺は、 客から首と剣を求められた眉間尺は、 眉間尺に代わって楚王の首を斬る、 眉間尺譚は、 直ちに その粗筋 却って窮 東帰節女 が、

出来る。 子伝における、7魏陽以下の復讐譚の系譜末尾に、位置付けることが 論に従えば、「客を雇」う形の復讐譚として、やはり陽明、船橋本孝 話である。この孝子譚として一見理解しにくい眉間尺譚も、牧野氏の

そして、「復讐争闘の集団性」における「賓客交友」の意義、 図像と捉える、 する。例えば後漢武氏祠画象石など、それを代表する遺品と言えよう の連帯性が強かったか」、「後漢には親族が相互に他の死刑に代って坐 おける「親族の集団的責任」を論じた例示として、「当時いかに親族 する話柄に関しては、これも牧野氏が、前述「復讐争闘の集団性」に 32魯義士において、隣人を殺した兄弟が、互いにその罪を代わろうと それが起きた場合の復讐譚という一面に、注意する必要がある。 往々かかる対立関係も生じ得た」とされる、「夫妻の親族間において」 者」を考察して、「同族間に殺傷が起った場合」、 丁蘭が鞭ち離縁するという話柄に関しては、 Vi 本孝子伝のみならず、 け、「刺客」の役割を明らかにされた牧野氏の復讐論は、 し得ることは、 「親族に延及する」復讐譚という一面に、注意する必要があるだろう。 付言すれば、 孝子伝図が刺客伝図を伴うことは、 その孝子伝図の下段に描かれるのは、 刺客に関する牧野氏の復讐論は、 根本的な視点への道を拓くものと思われる。 陽明、 一時法律的にも認められたほどであ」るとされた、 孝子伝図の成立についても、 船橋本9丁蘭において、 取り立てて珍しいことではな 列女伝図と共に両者を一連の 八面の刺客伝図なのであ 牧野氏が、「復讐の義務 木母の顔を焼いた妻を 特に「姻家間には 枢要な問題を提起 陽明、 取り分 また、

県令の権限については、宮崎市定氏も、

東帝国は……統治を行うためには官僚制度が必要であるから、已 を監督するためであり、下級の官長の権力を制限するためのもの を監督するためであり、下級の官長の権力を制限するためのもの を監督するためであり、下級の官長の権力を制限するためのもの ではなかった。 漢代の官僚制は一口に言えば、官長の政治である。 即ち中央官衙でも地方でも、全責任は一人の官長に委任される。 とができた。 長官と長官との間に統属関係はあるが、それは不正 とができた。 長官と長官との間に統属関係はあるが、それは不正 を監督するためであり、下級の官長の権力を制限するためのもの ではなかった。 故に漢の官僚制度は誇張して言えば、夫々独立し ではなかった。 故に漢の官僚制度は誇張して言えば、夫々独立し ではなかった。 故に漢の官僚制度は誇張して言えば、大々独立し

あれ、一つ一つの単位が長をもっていて独立して行動できるよう中央の官衙と地方の官衙とが、夫々相対応する……大小の差こそによって、位置の上下が俸秩の多寡をもって定められる。そして

題の一つと言える。 一義的な執行者としての県令の役割は、なお今後の究明を要する、課一義的な執行者としての県令の役割は、なお今後の究明を要する、課と説明されたところであるが、孝子伝における復讐譚を扱う際、法の

になっている(三編一章一)

付記

申し上げたい。 小稿を成すに当たり、東野治之氏から高教を賜った。心から御礼

Ì

- (『人文研究』7・6、昭和3年7月)(1) 西野貞治氏「陽明本孝子伝の性格並に清家本との関係について」
- 年。初出、昭和31年)(3) 宮崎市定氏『九品官人法の研究 科挙前史』(中公文庫、平成九
- 2、昭和62年9月)、また六朝期のそれについては、越智重明氏月)、東晋次氏「後漢時代の選挙と地方社会」(『東洋史研究』46・正氏「漢代の選挙と官僚階級」(『東方学報 京都』41、昭和45年3*) 漢代の選挙については、宮崎氏注(3)前掲書の他、例えば永田英

「晋南朝の秀才・孝廉」(『史淵』16、昭和54年3月)などに詳しい。

- (5) 西野氏注(1)前掲論文
- 等編『大字源』(角川書店、平成4年)(6) 小川環樹氏等編『新字源』(角川書店、昭和43年)、尾崎雄二郎氏
- 昭和35年。底本は百衲本) (7) 藤田至善氏編『後漢書語彙集成』上(京都大学人文科学研究所、
- (2) 夏子白いぶ「まかいをこま、『誓言)豆を一月に引き一月 (1)中心とする一」(『説話文学研究』 3、平成11年5月)参照。(8) 孝子伝の図像資料については、拙稿「孝子伝の図―後漢、北魏を
- 藤博、稲岡耕二氏編『万葉集研究』24、平成12年6月)(9) 東野治之氏「律令と孝子伝―漢籍の直接引用と間接引用―」(伊
- 〔10〕 柳宗悦氏「楽浪彩篋略解」(『工芸』 57、昭和10年10月。東野治之(10)
- 年)6章 年)6章 年) 11) 小島憲之氏『万葉以前―上代びとの表現―』(岩波書店、昭和61
- 0日)(12) 拙稿「令集解の引く孝子伝について」(『京都語文』3、平成10年
- (13) 東野氏注(9)前掲論文
- 昭和3年) (4) 桑原隲蔵氏『中国の孝道』(講談社学術文庫、昭和52年。初出:
- 集2、御茶の水書房、昭和55年~八所収)(15) 牧野巽氏「漢代における復讐」(『中国家族研究』下〈牧野巽著作
- (16) 西野氏注(1)前掲論文、四節注②参照
- (17) 長廣敏雄氏編『漢代画象の研究』(中央公論美術出版、昭和40年)
- (18) 宮崎氏注(3)前掲書

一部参照。

(くろだ あきら 国文学科)

二〇〇〇年十月十八日受理